

## 令和4年度第12回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和5年3月3日（金）午後2時00分から午後3時30分

2. 開催場所 男鹿市役所 3階 第一会議室

3. 出席委員数 (18名)

出席者 (会長) 吉田陽一

(代理) 戸部秀悦

(委員)

1番 鈴木和俊

2番 伊藤淑榮

3番 三浦栄子

4番 鈴木豊則

5番

6番 佐藤洋介

7番 清水司

8番 高橋郁雄

9番 鈴木誠孝

10番 目黒千衣子

11番 三浦富美男

12番 山本義則

13番 佐藤正樹

14番 中田正一

15番 武田一雄

16番 加藤和洋

17番 鈴木孫城

4. 欠席委員 ( 0 名)

5. 農業委員会業務報告(2月分)

6. 報告事項

報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 37 号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 39 号 農作業標準料金表 (案)について

議案第 40 号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の撤廃

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

副事務局長 佐藤 秀 樹

主席主査 鈴木 俊 市

## 10. 会議の概要

副事務局長

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございました。  
ただ今から、令和4年度第12回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。  
今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が5件であります。  
始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様、お忙しいところ定例総会にご出席下さいましてありがとうございます。  
春めいて来た今日この頃、いよいよ農作業が始まろうとしております。

昨年からの農業資材や燃料価格等の高騰により、農家の経営は大変厳しい状況となっております。

今後この状況が改善されることを願っております。

副事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてであります。出席委員は18名中18名で、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

(議長一任の声あり。)

議長一任の声がありますので、議事録署名委員を 16 番の加藤和洋委員、12 番の鈴木孫城委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の鈴木局長補佐を指名いたします。

議 長

それでは、2月分の農業委員会業務報告を議題といたします。  
事務局から報告をお願いいたします。

事務局

2月分の農業委員会業務について報告いたします。  
(別紙により報告)  
以上で終わります。

議 長

ただ今の業務報告について何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり。)

次に議案に入ります。報告第18号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第18号、農地法第18条の規定による合意解約について報告いたします。解約件数は6件であります。

事務局

議長

申請番号 1、土地の所在地は払戸字八郎新田〇番〇、他 4 筆、計 5 筆、田 5,337 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字渡部のA、貸出人は秋田市のB、解約理由は借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 1 月 23 日となっております。

申請番号 2、土地の所在地は払戸字小堤下千間〇番他 8 筆、計 9 筆、田 9,248 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字渡部のC、貸出人は払戸字渡部のD、解約理由は借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 2 月 16 日となっております。

申請番号 3、土地の所在地は払戸字大堤下千間〇番他 21 筆、計 22 筆、田 22,896 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字小堤下千間の E、貸出人は秋田市の F、解約理由は借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 2 月 13 日となっております。

事務局

申請番号 4、土地の所在地は払戸字大堤下千間〇番他 2 筆、計 3 筆、田 2,826 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字小堤下千間の G、貸出人は払戸字小堤下千間の H、解約理由は借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 2 月 13 日となっております。

ます。

申請番号 5、土地の所在地は払戸字大堤下千間○番他 2 筆、計 3 筆、田 3,058 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字小堤下千間の I、貸出人は払戸字小堤下千間の J、解約理由は借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 2 月 13 日となっております。

申請番号 6、土地の所在地は野石字宮沢新田○番 1 筆、田 5,131 m<sup>2</sup>、借受人は野石字芭蕉の K、貸出人は野石字宮沢の L、解約理由は借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 2 月 7 日となっております。

申請番号 7、土地の所在地は男鹿中滝川字大沢○番他 1 筆、計 2 筆、田 3,194 m<sup>2</sup>、借受人は男鹿中滝川字藤巻台の M、貸出人は男鹿中滝川字藤巻台の N、解約理由は借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 2 月 2 日となっております。



申請番号 8、土地の所在地は脇本富永字野田〇番他 3 筆、計 4 筆、田 4,124 m<sup>2</sup>、借受人は脇本浦田字菅ノ沢の O、貸出人は脇本脇本字上谷地の P、解約理由は借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 2 月 20 日となっております。以上で説明を終わります。

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは議事案件に入ります。

議案第 36 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

それでは、議案第 36 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明

いたします。今回は所有権移転が2件、使用貸借権が3件です。

申請番号1、土地の所在地は払戸字六ツ小屋〇番1筆、畑396㎡、譲受人は払戸字渡部のA、譲渡人は払戸字渡部のB、対価は無償となっております。

事務局

申請番号2、土地の所在地は角間崎字志藤沢〇番1筆、田660㎡、譲受人は角間崎字下屋長根のC、譲渡人は角間崎字岡見沢のD、対価は無償となっております。

申請番号3、土地の所在は野石字野石新田〇番他2筆、計3筆、畑9,325㎡、借受人は野石字宮沢のE、貸渡人は野石字野石のF、借受人の経営規模拡大に伴うものであります。

申請番号4、土地の所在地は野石字浜田〇番1筆、田1,738㎡、譲受人は野石字宮沢のG、譲渡人は野石字宮沢のH、契約内容の見直しとなって

おります。

申請番号 5、土地の所在地は野石字比潟谷地○番他 6 筆、田 13,580 m<sup>2</sup>、譲受人は野石字宮沢の I、譲渡人は野石字宮沢の J、契約内容の見直しとなっております。

申請番号 6、土地の所在地は払戸字大堤下千間○番他 27 筆、計 28 筆、田 28,364 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字渡部の H、譲渡人は秋田県農業公社、10 年間の使用貸借権の設定となっております。

以上、6 件の農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議案第 36 号について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

議案第 36 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可相当とすることにいたします。

次に、議案第 37 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

議案第 37 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

今回は、所有権移転が 8 件、賃貸借権設定が 47 件です。

申請番号 1、土地の所在地は払戸字六ツ小屋〇番 1 筆、田 479 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字渡部のA、譲渡人は払戸字渡部のB、対価は無償となっております。

事務局

申請番号 2、土地の所在地は払戸字八郎新田○番他 4 筆、田 5,337 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字川向のC、譲渡人は秋田市のD、対価は 10a 当り 200,000 円となっております。

議長

申請番号 3、土地の所在地は角間崎字新潟端○番他 1 筆、計 2 筆、田 10,029 m<sup>2</sup>、譲受人は角間崎字福田のE、譲渡人は角間崎字岡見沢のF、対価は 10a 当り 500,000 円となっております。

申請番号 4、土地の所在地は船越字草根○番他 2 筆、計 3 筆、田 3,211 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字川向のG、譲渡人は船越字那場掛のH、対価は 10a 当り 180,000 円となっております。

申請番号 5 から 6 は同じ受入ですので、一括して説明します。

土地の所在地は払戸字小堤下千間○番他 12 筆、計 13 筆、田 12,881 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字渡部のI、譲渡人は払戸字渡部のJ他 1 名、対価は 10a 当り申請番号 5 が 370,000 円、申請番号 6 が 400,000 円となっております。

事務局

申請番号 7、土地の所在地は鷓木字中角境〇番 1 筆、畑 2,335 m<sup>2</sup>、譲受人は鷓木字エソガ台の株式会社ベジリンクあきた男鹿、譲渡人は角間崎字志藤沢のK、対価は無償となっております。

申請番号 8、土地の所在地は脇本脇本字下碓〇番他 5 筆、計 6 筆、田 6,186 m<sup>2</sup>、譲受人は脇本浦田字菅ノ沢のL、譲渡人は脇本脇本字上谷地のM、対価は 10a 当り 350,000 円となっております。

以上で所有権移転雄説明を終わります。

所有権移転について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

所有権移転は承認されました。

引続き貸借権設定の説明ですが、議事参与案件があるので申請番号 9 から 11 を先議いたします。

暫時休憩いたします。

農業委員会法第 31 条、議事参与案件により関係する委員の退席をお願いいたします。

(18 番戸部秀悦委員退席)

再開いたします。事務局どうぞ。

申請番号 9 から 11 は同じ受人となりますので、一括して説明します。

利用権設定を受ける者は払戸字小堤下千間のN、利用権設定する者は秋田市のO他 2 名、貸付地は払戸字大堤下千間O番他 23 筆、計 24 筆、田 24,348 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から申請番号 9 と 11 は 3 年間、申請番号 10 は 1 年間、賃借料は 10 a 当り申請番号 9 と 10 は米 1.5

議 長

俵、申請番号 11 は米 50 kg であります。

ただ今の説明について意見等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

異議なしということで申請番号 9 から 11 を承認いたします。  
暫時休憩いたします。

事務局

(18 番戸部秀悦委員着席)

議長

再開いたします。  
引続き説明をお願いします。

事務局

申請番号 12 の利用権設定を受ける者は払戸字小堤下千間の P、利用権設定する者は払戸字小堤下千間の R、貸付地は払戸字小堤下千間〇番 1 筆、



事務局

田 764 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 1 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 13 の利用権設定を受ける者は払戸字川向の S、利用権設定する者は秋田市の T、貸付地は払戸字大樋○番 1 筆、田 688 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 50 kg であります。

申請番号 14 の利用権設定を受ける者は鵜木字白榎の U、利用権設定する者は鵜木字田屋尻の V、貸付地は鵜木字白榎○番他 7 筆、計 8 筆、田 7,832 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り 13,500 円であります。

申請番号 15 の利用権設定を受ける者は払戸字大樋の W、利用権設定する者は払戸字小深見の X、貸付地は船越字草根○番他 9 筆、計 10 筆、田 8,687

事務局

m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和5年3月15日から3年間、賃借料は10a当り米1俵であります。

申請番号16の利用権設定を受ける者は払戸字渡部のY、利用権設定する者は払戸字小深見のZ、貸付地は払戸字登田○番他8筆、計9筆、田7,889m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和5年3月15日から3年間、賃借料は10a当り13,000円であります。

申請番号17の利用権設定を受ける者は払戸字川向のA‘、利用権設定する者は払戸字小深見のB’、貸付地は払戸字白城○番他1筆、計2筆、田4,590m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和5年3月15日から3年間、賃借料は10a当り米1俵であります。

申請番号18の利用権設定を受ける者は払戸字鳥井長根のC‘、利用権設定する者は払戸字渡部のD’、貸付地は払戸字大谷地○番他11筆、計12

事務局

筆、田 19,310 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 19 の利用権設定を受ける者は野石字浜田の E ‘、利用権設定する者は野石字宮沢の F’、貸付地は野石字宮沢新田○番 1 筆、田 5,131 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り 10,000 円であります。

申請番号 20 の利用権設定を受ける者は脇本脇本字脇本の G ‘、利用権設定する者は大潟村の H’、貸付地は船越字杉山○番他 10 筆、計 11 筆、田 9,131 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 21 の利用権設定を受ける者は払戸字小堤下千間の I ‘、利用権設定する者は払戸字小堤下千間の J’、貸付地は払戸字小堤下千間○番 1

事務局

筆、田 1,031 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 1 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 22 の利用権設定を受ける者は払戸字渡部の K ‘、利用権設定する者は払戸字小堤下千間の L’、貸付地は払戸字大堤下千間○番他 33 筆、計 34 筆、田 18,861 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 23 の利用権設定を受ける者は脇本百川字相ノ沢の M ‘、利用権設定する者は脇本百川字方丈田の N’、貸付地は脇本百川字後沢○番他 5 筆、計 6 筆、田 7,470 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 24 の利用権設定を受ける者は男鹿中滝川字藤巻台の O ‘、利用権設定する者は船川港比詰字神明堂の P’、貸付地は男鹿中滝川字大沢○番他 5 筆、計 6 筆、田 8,578 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 6

事務局

年間、賃借料は10a当り米0.6俵であります。

申請番号25の利用権設定を受ける者は農事組合法人高屋すずらんファーム、利用権設定する者は潟上のQ'、貸付地は五里合神谷字塩辛〇番他9筆、計10筆、田10,247㎡、新規、契約期間は令和5年3月15日から10年間、賃借料は10a当り15,000円であります。

申請番号26から27は受人が同じ方であるため、一括して説明します。

利用権設定を受ける者は男鹿中山町字家ノ下のR'、利用権設定する者は男鹿中山町字大室沢のS'他1名、貸付地は男鹿中山町字大室沢〇番他8筆、計9筆、田9,183㎡、新規、契約期間は令和5年3月15日から1年間、賃借料は10a当り米1俵であります。

申請番号28の利用権設定を受ける者は脇本富永字大倉のT'、利用権設定する者は脇本脇本字脇本のU'、貸付地は脇本脇本字上中野〇番他5筆、計6筆、田5,687㎡、再設定、契約期間は令和5年3月15日から6年間、

事務局

賃借料は 10 a 当り 10,000 円であります。

申請番号 29 の利用権設定を受ける者は男鹿中中間口字堂田の V ‘、利用権設定する者は男鹿中中間口字橋本の W’、貸付地は男鹿中滝川字大沢〇番他 47 筆、計 48 筆、田 93,811 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り 12,000 円であります。

議 長

引続き貸借権設定の説明ですが、議事参与案件があるので申請番号 30 から 35 を審議いたします。

暫時休憩いたします。

農業委員会法第 31 条、議事参与案件により関係する委員の退席をお願いいたします。

(11 番三浦富美雄委員退席)

議 長

再開いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

申請番号 30 から 35 は受人が同じ方であるため、一括して説明します。  
利用権設定を受ける者は脇本浦田字菅ノ沢の X ‘、利用権設定する者は脇本浦田字大保田の Y’ 他 5 名、貸付地は脇本富永字小谷地〇番他 71 筆、計 72 筆、田 51,208 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から申請番号 30, 32、33、35、は 6 年間、31 は 3 年間、34 は 10 年間、賃借料は 10 a 当り申請番号 30, 34 は 10,000 円、31, 32, 33, 35 は米 1 俵であります。  
以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の説明について意見等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

異議なしということで申請番号 30 から 35 を承認いたします。  
暫時休憩いたします。

議 長

(11 番三浦富美雄委員着席)

再開いたします。

引続き説明をお願いします。

事務局

申請番号 36 から 38 は受人が同じ方であるため、一括して説明します。  
利用権設定を受ける者は脇本脇本字上野の Z ‘、利用権設定する者は脇本脇本字脇本の A’’ 他 2 名、貸付地は脇本富永字岩倉○番他 12 筆、計 13 筆、田 29,655 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り申請番号 36, 38 は 20,000 円、37 は米 1 俵であります。

申請番号 39 から 40 は受人が同じ方であるため、一括して説明します。  
利用権設定を受ける者は野石字宮沢の B ‘、利用権設定する者は秋田市の C’’ 他 1 名、貸付地は野石字野石新田○番他 6 筆、計 7 筆、田 12,146 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から申請番号 39 は 3 年間、4



事務局

申請番号 40 は 3 年間、賃借料は 10 a 当り申請番号 40 は 14,000 円であります。

申請番号 41 から 42 は受人が同じ方であるため、一括して説明します。  
利用権設定を受ける者は脇本富永字飯ノ森の D ‘‘、利用権設定する者は脇本脇本字南前田の E’’ 他 1 名、貸付地は脇本富永字太田○番他 17 筆、計 18 筆、田 14,263 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り 10,000 円であります。

申請番号 43 から 44 は受人が同じ方であるため、一括して説明します。  
利用権設定を受ける者は野石字五明光の F ‘‘、利用権設定する者は野石字山崎の G’’ 他 1 名、貸付地は野石字五明光○番他 8 筆、計 9 筆、田 12,171 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

## 事務局

申請番号 45 の利用権設定を受ける者は北浦安全寺字中台のH ‘‘、利用権設定する者は北浦安全寺字安全寺のI’’ 他 1 名、貸付地は北浦安全寺字供養塔台○番他 4 筆、計 5 筆、田 10,928 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 46 の利用権設定を受ける者は福川字起上ケのJ ‘‘、利用権設定する者は鵜木字鵜木のK’’、貸付地は福川字上谷地○番他 4 筆、計 5 筆、田 13,453 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 47 の利用権設定を受ける者は払戸字川向のL ‘‘、利用権設定する者は払戸字船橋のM’’、貸付地は払戸字大堤下千間○番他 8 筆、計 9 筆、田 8,514 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

事務局

申請番号 48 の利用権設定を受ける者は払戸字渡部の N ‘‘、利用権設定する者は払戸字鳥井長根の O’’、貸付地は払戸字三萬場○番他 1 筆、計 2 筆、田 7,133 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 49 の利用権設定を受ける者は船越字渡部の P ‘‘、利用権設定する者は秋田市の Q’’ 他 1 名、貸付地は払戸字堂ノ前○番他 5 筆、計 6 筆、田 6,343 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 5 年間、賃借料は 20,000 円であります。

申請番号 50 の利用権設定を受ける者は船川港字仁井山の R ‘‘、利用権設定する者は秋田市の S’’ 他 1 名、貸付地は船川港仁井山字森越○番他 5 筆、計 6 筆、田 17,841 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り 9,700 円であります。

## 事務局

申請番号 51 の利用権設定を受ける者は払戸字小深見の T ‘‘、利用権設定する者は船越字寺後の U’’、貸付地は船越字サッピ〇番他 23 筆、計 24 筆、田 13,483 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 52 の利用権設定を受ける者は角間崎字家ノ下の V ‘‘、利用権設定する者は脇本百川字矢口の X’’、貸付地は脇本百川字矢口〇番他 4 筆、計 5 筆、田 5,155 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 53 の利用権設定を受ける者は脇本浦田字大久保の Y ‘‘、利用権設定する者は脇本脇本字上野の Z’’、貸付地は脇本脇本字鯖ノ沢〇番他 5 筆、計 6 筆、田 11,924 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り 10,000 円であります。

事務局

申請番号 54 の利用権設定を受ける者は脇本脇本字小谷地の A ‘‘‘、利用権設定する者は脇本脇本字上野の B’’’、貸付地は脇本浦田字新田〇番他筆 1 筆、田 2,813 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り 10,000 円であります。

申請番号 55 の利用権設定を受ける者は脇本百川字相ノ沢の C ‘‘‘、利用権設定する者は脇本百川字相ノ沢の D’’’ 他 1 名、貸付地は脇本百川字矢口〇番他 6 筆、計 7 筆、田 5,421 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 3 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の説明について意見等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

異議なしということで、議案第 37 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認することに決定いたします。

次に議案第 38 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請について、今回は親子間の無償貸借を伴う転用が1件、再生エネルギー関係の権利設定に係る転用が 1 件の計2件でございます。

申請番号 15、土地の所在は北浦真山字塞ノ神下166番、他2筆、計3筆の各一部、地目は「田」、合計面積 231 m<sup>2</sup>、受人は北浦の猿田 真(まこと)、貸人は同じく北浦の猿田 、現在営業中の農家民宿「ににぎ」の敷地に隣接するグリーンツーリズム体験を主な目的とする多目的広場兼資材置き場、臨時駐車場等として利用する転用計画となっております。

地代は親子間の使用貸借で、対価は無償であります。

なお、本件は昨年7月の第4回総会で農振地域の除外についてご審議いただいております。

添付資料でございますが、別紙図面の1枚目に位置図をご覧ください。申請地は中央付近に丸印で表示してございます。

次のページには14条地図を添付しており、中央よりやや上に長方形で囲みお示ししております。

さらに次のページには利用計画平面図を添付してございます。

上段は用途別の求積図でございまして、右側の①部分が薪割り体験スペース兼薪など資材置き場として、左側の②部分がグリーンツーリズムの体験など多目的スペース兼臨時駐車スペースとして、左上隅の③部分が看板設置部分となります。

下段は横断面を示す横断面であります。

以上で申請番号15の説明を終わります。

(現地確認報告)

議 長

現地を確認しました、12 番山本義則委員、15 番武田一雄委員から代表説明委員として 12 番山本義則委員、説明をお願いいたします。

1 2 番

それでは現地確認について報告いたします。

2 月 24 日、金曜日の午後 1 時 30 分より、武田一雄委員、事務局の佐藤副局長、鈴木局長補佐と4人で申請人の土地所有者 猿田千代子さんと現地を確認いたしました。

申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりで、農家民宿の臨時駐車場や資材置場、各種イベントを開催する目的とのことで所有者からも同意をいただいております、特段の支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

申請番号 15 について質問等ありませんか。 ( な し )

次に、申請番号16の説明を事務局、お願いします。

事務局

申請番号 16、土地の所在は野石字申川96番1、地目は「畑」、面積 987 m<sup>2</sup>、



事務局

貸し人は野石の石川勝善(かつよし)、借り人は兵庫県神戸市のシン・エナジー株式会社 代表取締役 乾 (いぬい) 正博、再生エネルギー関連の風力発電施設の敷地として利用、地上権の設定による転用となっております。 地上権設定に係る土地費用は年額6万円であります。

添付資料別紙図面の4枚目、位置図をご覧ください。

申請地は中央より左側に丸印で表示してございます。

次のページ、5枚目には14条地図を添付いたしております。

中央よりやや上に○印で地番を囲い、示してございます。

次の最終ページには利用計画図を添付してございます。

図中、96-1が事業区域であり、2つの□で示した部分が風車の基礎の敷地で、外の点線の部分の□がフェンスを示しております。

残りの部分は管理用スペースに利用することとなります。

また、95-1側が海の方角で、保全・保安地とする計画であります。

以上で申請番号 16 の説明を終わります。

議 長

(現地確認報告)

現地を確認しました、15番武田一雄委員、13番佐藤正樹委員から代表説明委員として佐藤正樹委員、説明をお願いいたします。

13番

2月24日、金曜日の午後3時より、武田一雄委員、事務局の佐藤副局長、鈴木局長補佐と4人で申請代理人の吉田俊美 行政書士さんと現地立ち合いを実施いたしました。

申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりで、近隣農地には影響がなく、特段支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

申請番号 16 について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

異議なしということで、議案第 38、農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 39、令和 5 年度の農作業標準料金(案)について、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 39 号、令和 5 年度の農作業標準料金(案)について説明します。

(別紙により説明)

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の説明について意見等ございませんか。

16番

回答はいらないが農作業料金については、一般作業賃金において最低賃金価格が上がったことに伴い、昨年より金額が上がっているものの、その他の作業賃金等は前年度並みとなっている。

我々農業者にとっては、ありがたいことであるが、雇われる側にしてみれば、農業資材の高騰などを考慮すれば各作業賃金も値上げするのが妥当と考えるはずであるため、事務局側で数字の根拠をしっかりと押さえておいてほしい。

議長

他に何かありませんか。

(異議なしの声あり。)

異議なしということで、議案第39号、令和5年度の農作業標準料金(案)については、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第 40、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の撤廃について、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 40 号、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の撤廃について説明します。

(別紙により説明)

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の説明について意見等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

異議なしということで、議案第 40 号、農地法第3条第2項第5号の規定に

議 長

基づく下限面積の撤廃については、原案どおり承認することに決定いたします。

以上で議案については終了いたしました。

その他でなにかありませんか。

他になければ、これで第12回農業委員会定例総会を終了いたします。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和5年3月3日

男鹿市農業委員会

議	長	吉	田	陽	一		
署	名	委	員	加	藤	和	洋
署	名	委	員	鈴	木	孫	城
書	記	鈴	木	俊	市		